近代日本の「信教の自由」

――世俗化ではなくライシゼイション―

第

日本における世俗化理論の受容

林

淳

世俗化に関わる発表を行った。幸い私は、 身の社会学者による世俗化理論が、 ター・バーガー、 てブライアン・ウィルソン、トーマス・ルックマン、ピー から論述をはじめたい。 ら世俗化理論を熱心に勉強してい 九七八年、東京で開かれた国際宗教社会学会議の特別大 発表を聞いた経験がある。 日本における世俗化理論の受容についての歴史的な回顧 ウィルソン、ルックマン、ドベラーレが来日し、 カール・ドベラーレなどのヨーロッパ出 一九七〇年代から八〇年代にかけ 日本の研究者は、 たが、 日本にも紹介された。 日本へ当てはめる その大会で彼ら それ以前か

> ある、世俗的なものが世俗化するはずはないという意見でとを再確認する機会になったと私は思う。日本に世俗化理論を紹介してきたヤン・シィンゲドウは、世俗化理論に接した日本の研究者の態度は、「躊躇ととまどい」であったと表現している。 具体的に当時、日本の研究者が語っていた意見を、三つたと表現している。 具体的に当時、日本の研究者が語っていた意見を、三つたと表現している。

> > — 57 —

近代日本の「信教の自由」(林)

な前提があまりに違うという意見である。三つに、なる天蓋」は日本の歴史には見出すことはできず、

ある。二つに、

中世ヨーロッパのキリスト教のような

第二次

ワー 世 大戦 この三つの 状況は、 新宗 世 俗化 理由以外にも、 教 が 理 論では 出 |現し 理解できないという た さまざまな意見が出さ 神 々のラッ シ 意見 ユ ア

> 日 る。

> > 新宗教がつぎつぎと興隆し、

在家の仏教運動

が

を起っ

た

れた。

しかし結論は類似していて、

世俗化概念はあくまで

継続したとかいうの

事実を無視した暴論であろう。

た

もヨ 念として提示されたのであるから、 1 口 ッパ の キリ スト教社会に特有な現象を説 日本の近代社会に 明する概 は適

用が困難だというものであった。 一九七〇年代末から日本

新宗教が出 よって遂行された領域であった。 で盛んになる新宗教 の対抗意識や 現 Ĺ 反発をもった、 なかには巨大教 研究は、 私の 团 当時の新世代の研究者に つまり、 観察によれば、 になるも 同時代に多数 のもある時期 世俗化理 0

であったから、 究史を回 本には当てはまらないと理解されていた。 一という表現よりも、 日本の研究者は世俗化理論をまじめに勉強し、 てみると、 世 |俗化の過程は日本では実感できなく、 厳しい言い方も可能である。 シィンゲドウの 以上のような研 、躊躇ととまど まじめ つま H

を使い

たい。

フランスのライシテは、

撃を重視し、

を対象化する上で、

論文は、 か つての 世俗化理論 H 本 0 研究者の否定的な結論を継承し の近代日本 の適用は困難だとい 7 13

強した故に、

世

一俗化概念の

適用を拒否した。

では、 は無理だと私も考える。 本の 宗教復興があったとか、 近代におい て、 世 しかしだからと言って、 俗化理 伝統的な宗教がそのままに 論を直 接 に 適 用させ 近代日本

消滅した寺院は多くあった事実を忘れることはできな かけにした起った廃仏毀釈は、 とえば一八六八年に政府が出した神仏分離令、 いは、 仏教界に大打撃を与えて、 それをきっ

可逆的な変化を体験した。 政治権力の強制力によって従来の宗教史は、 私は、 近代初期の日本の宗教史 消滅を含む不

は、 らライ 分離の理念であるが、 シテが推進されてきたことを重視する。 私は、 国 家の強制力によって外 この論文で の関係

ライシゼイ の変化を、 国家のお ショ 強制 かりにライシゼイションと呼ぶことにしたい 力によって起こる近代の ンという用語を使うからとい 国家と宗教 ・って、 近代フ

リック勢力との対立や交渉の過程のなかで形成され 世俗化ではなくライシゼイションとい 政治権力の強制力が宗教史に与えた打 共和制勢力と 、う概念 た政 力 か

いう意味ではない。 ランスのライシテと同じことが、近代日本でも起こったと

向があった。私は、近代への転換期において政治権力が、ることが多い。そこでは近代国家の強制力が無視される傾い社会の内部で自動的に起こる宗教の変化と理解されてい世俗化概念は、社会学的概念であるゆえに、近代化に伴

ごの論式では、丘代日本のないでの月台生所から改訂力告格化ではなくライシゼイションという概念を使いたい。以な公共空間を作り出すように努めた過程を描くために、世強制力を使って宗教界に介入し、宗教界を編成し、世俗的

描くことにしたい。の制定までの期間に限定して、ライシゼイションの過程を下の論述では、近代日本のなかでも明治維新から教育勅語

洋の は不可能に近い。 国家が行使した強制力に こでおこった紆余曲折した過程を、 的なアリーナに、 それは、 列強国 本の近代への歩みは、 との出会い 九世紀以降の西洋 日 日本が参加したことを意味していた。 本の近代初期における宗教の変化は、 0 よっ 衝撃をきっ 他の非 て引き起こされたものであ の列強国が競合する国際 一西洋の地域と同様に、 世俗化概念で描くこと かけとしたも のであっ そ 西

近代日本の

信教の自由

林

響は大きかったと私は予想している。断行した政策が、伝統的宗教の地勢図の変化に及ぼした影た。おそらく、どこの地域においても、近代初期の国家が

第二章(文明化への道のり)

西洋 地域。 た 性、 明を基準にして人類を分類して、 域が想定された。 紀の国際法においては、 分類になった。第一に、 の人間の分類が、そのまま文明 未開の人間(savage humanity) (civilized humanity)、粗野な人間 (barbarous humanity)、 通念であった。 外交を規律する法として、 宗教戦争と混乱を経て、 :の主権 領土の 第二に 主 権国家の条件としては、 確定、 国家の間では対等・平等の関係が保障されてい 西洋的 国際法学者のジェームズ・ロマリーは この三分法は、一九世紀の西洋における 独立性などがあった。 な主権国家でも植民地でもない 文明・半開 西洋の列強国のような主権国 国際法が生み出された。 西洋では国家間 ・半開・未開とい の三種に分けていた。 政治体制、 ・未開という三つ 文明化され 国際法に の紛争、 国家 う地 た人 一九世 の継続 地 n 通 0 間 文 圳 0

ある。 ジア、アフリカの独立国であった。具体的にはイラン、 なかった。 ジプト、トル 半開 西洋 0 国と見られて、 コ、 0 中国、 列強国が不平等条約をむすんだ相手の タイ、 部分的政治承認しか与えら 日本などがそれにあたっ エ ア n

じめて、 東アジアにおける近代がはじまったとい える。 ア

は

第三に、

西洋の列強国によって植民地化された地域であった。

有力な支配統治者がいない無主の地

域

それ

九世紀以降

西洋の列強国

が、

中国

日本に折衝しは

件であった。一八五三年にアメリカ東インド艦隊司令長官 であるペリー ヘン戦争は、 が日本の浦賀に来航し、 中国の開国と半植民地的な状況をうみだす事 開 国を要求したとき

民地 は に、 化を要求したことは、 西洋の列強国が激しく扉をたたき、 日本の近代 が幕開けした。 衝撃的な出来事であっ 非西洋の諸 開国、 地域にお あるい た。 日本 いて は植

た。

政府は、

同時に政府は、

本を対等な主権国家として認知させることが、 にとっては、 ざし西洋化を試みたのは、 一九世紀後期に東アジアで主権 西洋の列強国との不平等条約を改正して 中 国 日本であった。 国 「家の建設を 国家的な悲 二つの 日

されて、

寺院、

ル 同

士の競争は

0

1/2

に日清戦争勃発となるまでエ

なくなった。

一八七二年の僧侶の肉食妻帯を容認する法令

系を確 権国家の認定を西洋から獲得することに成功した。 笠し、 日清戦 争、 日露戦争を勝ち抜いたことで、

スカレートした。

日本は、

憲法をはじめとして西洋的

が日本国中に沸き起こり、 ペリー来日以降、 西洋の列強国との条約をめぐって論 討幕派と佐幕派との抗争は

行った。 的 して内戦となった。 な封建的な制度の解体と、西洋の制度や文物の導 宗教に関する法令も、 一八六八年に樹立した新政権は、 矢つぎ早に出され ることに 伝統 入を

が、 こった。 除することが命じられた。その結果、廃仏毀釈が各地でお なった。 政府は身分制度を解体し、 江戸幕府は、 神仏判然令が出されて、神社から仏教的要素を排 身分制度を社会の根幹に置 てい た

ることになった。寺院、 るだけ早く排除しようと試みた。一八七一年に上知令が出 力量を再利用しながらも、 江戸時代以来培われた僧侶の教育者としての 神社が保有してい 西洋に倣い、 神社は法令上、 他方で初等教育から僧侶をでき 初等教育を導入しようとし 平民を創出しようとした。 た土地 土地の保 は、 玉 有 珈 有者では

僧侶は、 が出 て、 僧侶は特別な人ではなく、 納税も兵役の義務も負うことになる。 普通の平民になった。 このように

新政府

は、

仏教が持ってきた公的役割や身分的な特権を廃

止 日本を訪れた。一八七三年には、 本は開国すると、 公共空間から仏教の影響を排除しようとしてい 海外からキリスト教宣教師が新たに 江戸時代には禁止されて た。

いたキリスト教が黙認された。キリスト教宣教師と僧侶が

孝愛国の教えを説いた教育勅語が、 論争し、 られたと感じた。しかし翌年には教育勅語が出され て、キリスト教者は、キリスト教を信じる信教の自由は認め 0 帝国憲法の第二八条における信教の自由の規定によっ 互いを批判する事件が起こっていた。一八八九年 学校で奉読されるよう 教育勅語の奉読の て 忠

になった。キリスト教徒の内村鑑三は、

景とする国家主義と、キリスト教徒の間で論争が起こった。 折に、礼拝をしなかったことで非難を受けて、教師を辞さな 在ではなく、 キリスト教も、 くてはならなかった。これをきっかけにして教育勅語を背 以上のような歴史的な事件を拾い上げていくと、新 社会のなか 仏教と同様に政府にとっては歓迎すべき存 に存続してもよいが、 公共空間に 来の

は

致していた。

近代日本の

「信教の自由」

林

関 来のキリスト教の影響を排 どに代表されるが、 近代日本の公共空間 であった。それは、 わるべきではないものと見なされていたことが 政府が伝統的にあった仏教や神道 いずれも脱・宗教化した世俗的な空間 は、 政府の機関、 除し、 意識的に作りあげた世 学校、 軍隊、 ねかか 医

シュタインとグナイストの国教論

つぎに信教の自由について考察してみよう。

的な公共空間であった。

は、 だ。ドイツの法学者は、 教も利用すべきだという見解を出していた。二人の学説 ン・グナイストという当代の一流の法学者のところで学ん に行き、 の自由に関する帝国憲法の規定を見てみる。 起草した一人である伊藤博文の見解をたどりながら、 同じ立場ではない ロレンツ・フォン・シュタイン、ルドルフ・フォ が、 伝統宗教であるところの神道、 国教を定めるべきだという点で 彼は、ド 信教 イツ

を受けた碩学であり、 ユタインは、 伊藤がドイツに行き、 その後も多くの政治家が伊藤の勧 憲法につい 義 8

帝国憲法を

ふかめた。日本の政治体制が、天皇を中心とするものにな治家と対話する中で、日本に関する知識を集めて、思索をと日本についての造詣が深かったシュタインは、日本の政で、シュタインのもとを訪れ、教えを受けている。もとも

ることも十分に知っていた。

神道が、古来の宗教として

法等渡来シ、爲メ神道ハ他ノ輸入教ニ侵蝕セラレ、本御国ニハ開闢以来相伝ノ神道アルニモ拘ラズ、儒教佛うな言葉からうかがうことができる。あったことを熟知していたことは、シュタインのつぎのよ

以テ、三教ノ軋轢シタル一大兵乱ハナカリシナラム。敦樸質直淡泊ナル境界ニシテ、宗教ノ熱心薄弱ナルヲ根枯衰シテ枝葉繁栄セル者ナラム。而シテ中世ハ人民

とっては、

神道を宗教外におくことと、

れに続けてシュタインは、以下のように神道を国教とすシナリ。不審千萬ノ至ナリ。欧州ハ爲メニ幾多ノ禍変戦争アリ

きだという見解をしめす。

示シ、儒佛及西洋諸教等ハ、人民自由ノ思想ニ任セ、テ、之ヲ宗教ノ外ニ立テ、国家精神ノ帰嚮スル所ヲ指就テハ神道ハ御国ニテ団体ヲ維持スルニ必要ナルヲ以

説

ク所ハ天地ニ人世ヲ処理スル

ノ神アリ。

而シテ神

放スベキナリ。 歩スベカラズ……神道ハ宗教ノ外ナル国家ノ礼典トシ 渉スベカラズ……神道ハ宗教ノ外ナル国家ノ礼典トシ は律ノ範囲内ニ於テ之ヲ保護シ、教義上固ヨリ之ニ干

このシュタインの見解は、 ンが肯定したものかは、 治家から国家神道のプランを聞かされて、 を与えて、 い表している。 国家神道の形成に一因となったのか、 シュタインの意見が、 判然とはしない。 戦前 の国家神道 日本の政治家に影響 それをシュ の特徴 シュタインに 日本の政 タ 1

は、つぎの通りである。は、他の宗教よりも優れているのか。シュタインの答えは、他の宗教よりも優れているのか。シュタインの答えてとは矛盾することではなかった。それでは、なぜ神道

道ハ人ノ存命中ヲ要領トスルモノ、如シ。而シテ神道ル、ヲ要領トシ、佛法ハ人ノ死後ヲ要領トシ、孔子ノレナリ。而シテ其ノ三者各〻大異アリ。神道ハ人ノ生ル。爰ニ三種アリ。曰ク神道、曰ク佛道及孔子ノ道是東洋亜細亜ニ於テ専ラ行ハル、所ノ宗旨ノ如何ヲ鑑ミ

管スル所ニ従フト云フニ在リ。故ニ神道ハ国政ニ関シノ家族ナレハ、邦土ハ帝王ノ所有ニ帰シ人民ハ帝王ノノ支配人タル帝王ナルモノハ邦土ノ父ニシテ国民ハ其

の章で論じたい の政治状況からは、 すると矛盾しているようにも見える。 おきながら、 国教化すべきだという見解を出している。 シュタインは、天皇の立憲的な統治を前提にして、 テハ実ニ賞スへキ宗旨ナリト謂 国教化するというシュタインの提言は 自然な発言であった。このことは :ハサルヘカラズ。 (8) しかし当時 神道を宗教外に のドイツ 神道を 後 見

あり、 IJ はわきまえてい 兄弟という大義を教えるからである。 が博愛を説き、善であるわけではないことは、 なぜならば、 んにならないと、 グナイストは、 クを批判する。 キリスト教が盛んであることを強調する。 宗教は、 る。 国家は鞏固なものにならないともいう。 西洋の富強 とくにグナイストは、ユダヤ教、 相互に労わり愛し、 の国では、 しかしすべての宗教 必ず教会の 援助して四 グナイスト 宗教が盛 建物が [海皆 カト

近代日本の「信教の自由」(林)耶蘇宗旨ノ道徳ノ始メニ、汝ノ身ニ近キ者ハ汝ノ身ト

トス、 トス。 蘇以 り。 り。 モ」ト非ズ)知ベカラズ。是予メ大ニ慮ルベキコトナ 来リテ、此宗教ヲ以テ支配セントスルニ至テハ、 教ハ我宗旨ニ可」成引入レテ、我宗教ヲ以テ支配 同教ヲ奉ズルモノ二億萬アリ。 猶太人ナリ。其教義ハ猶太教ナリ)ノ教義ニテハ、外 ルナシ。然ルニ「イウデ」(校者日、 ルノ義ナレバ、隔絶ナル者ト云へドモ此博愛ノ及バ ミナラズ、何人ト云ヘドモ博ク愛セラル、丈ケハ愛ス 同ジク愛セヨト云フコトアリ。 ノ変ヲ生ズモ ノ徒ハ我身ニ遠キ者ト見タルナリ。 が前ヨリ 宗教自由ノ制ニナレバ益浸入スベシ。此宗教 日本宗旨即チ仏教ハ古キ教ニテ、 耶蘇教ハ尤モ生活力ヲ大ニセル者ナリ。 頗ル勢力アル宗教ナリ。 アルコトナリ。 (校者日、「生ズモ」トアリテ 然ルニ 耶蘇宗教ノ内ニモ 是耶蘇ノ言ナラズ。 日本ニモ現ニ宗 此 Jude ノ義ニシテ 義タルヤ我親 耶蘇教 故ニ此主義ヲ狭 ノ如ク著 今日 不測 シノ入 旨ア セ ン 耶 旧 ハ

グナイストは、日本では伝統ある仏教を国教にすべきだと徳ヲ教ユル者ナレバ之ヲ亡スコトヲ考フベカラズ。シキ明文アリテ之ヲ教ユルニ非ズト雖モ、要スルニ道

勧め 必ず仏教の形式でとりおこない、 仏教を国教の地: 警戒するようにとグナイストは忠告する。 は平民として扱うべきであるという。 スタントを取り入れて、 教を許容すべきだと論じている。 クはかつてプロイセンでも禁止になった事実を付け加 る 同 時 に信教の自由は保障して、 位につけよという。 仏教の眠気をさまさせ刺激 仏教以外の宗教の聖職者 しかしカトリックには 国家の公的 グナイストは、 外から来るキリス 日本にはプロテ な儀式は、 カト て

ト教と交流し、そこから刺激されて僧侶の振舞いを改善し 徳を有していることを認識していた。 グナイストは、 そのなかで仏教がキリスト教にならぶほどの歴史と道 アジアの諸宗教のことをよく知ってお 仏教僧侶が、 キリス

IJ

その危険性を説いた。

てい 教が西洋で作り上げたような良い成果を得ることはできな 西洋からいきなりキリスト教を導入しても、 けば、「文明 の進歩」になるだろうとも期 キリスト 待してい

いであろうから、

日本では仏教を改善すべきだとグナイス

ユタイン、 述べている。

グナイストはともに、

ドイ

ーツの

国家の歴史

障した。 明らかである。 をふまえて、 ていたが、一八五〇年に憲法を制定して、 信教の自由の条項はあったが、 伝統宗教を国教にするように助言したことは プロ イセンは、 プロテスタントを国 同時に国家の 信教の自由 を保

た。 における宗教の行事は、 由を保障することが、 ることが規定されていた。 項もあった。 むしろ領邦教会制から国家教会制へという変化の つまりキリスト教が、 国教を排除することにはならな キリスト教を基礎 彼らにとって、 種 0 憲法で信教 国教の位置 にするとい なか にあ の自 う条 つ

歴史的な背景からして、 で、 はすでに時代遅れのものに見え、 の助言を採用することはなかった。 在すべきなのであった。 寛容としての信教の自由が要請されたというド 国教制 しかし伊藤は、 も信教の 最先端の信 国教制は 自由 彼らのいう国 Ð 教の自 伊 藤の とも 由 教制 ッツの

第四章 伊 藤の 信教の自由

入すればよかった。

国教 伊 いのあ 藤によれば、 る国もあるが 西洋では国 それ 教 よりも信教 の時代が続 0 自 由が広く ており、

5 ń ている。 信教の自由こそ、 「近世文明の一大美果」 で

思

明

断言する。 は、 あ る 尤人知自然の発達と学術競進の運歩を障害する者」 それ つまり伊藤は、 に続けて、 伊 藤は、 シュタイン、グナイストの国教 国 教を以て偏信を強 ふる ٤

制定の助言を採用せずに、 西洋であればこそ、 歴史的な伝統の中で、近代の国家に 信教の自由のみを重視した。

グナイストは、 おいても国教を維持しながら、 の自由を保障しようとした。 自国の経験をふまえて、日本の政治家に国 ドイツ人であるシュタイ 国教を奉じない人にも信教

ちには、 れらを西洋的なコンテキスト きた役割から推し量り、 教制の設定を勧めた。 国民統合に寄与すると彼らは想像した。 国教」「信教の自由」 西洋におけるキリスト教が機能して 日本でも宗教が、 か 5 は西洋的な概念であり、 切り離し、 道徳の源泉であ しかし伊藤た 日本社会に同 そ

することは、 時に持ち込むことは、 られた。 二律背反をもたらす可能性はある。 国教制を採用し 玉 .教制を受容することはできないと判断したと 国 教 \$ _ 混乱を生じさせる危険があると感じ 信 同時に憲法で信教の自由を保障 教 の自 曲 も未 伊藤は、 経験な日本で このよう

近代日本の

一信教の自由

林

. う

法に採用された。 われれ 的 であるという認識があって、 る。 そして国教制よりも信教の自由の方が、 「信教の自-迪 が より文 帝

政治は、 提にして二者のしかるべき関係を考えるというのが、 タインの基本的な発想法であった。いくらシュタイン い。近代においては、 シュタインにとって政教一致の政治形態、 過去の遺物であって、 国家と宗教が別物であり、 近代に 甦るべきも あるい それ のので は 神 が、 は 政

ちもい のは、 は、 知日家として伝統のある天皇制や神道を賛美したところ 行 国教化案も廃棄しなければならなかった。 シュタインの示唆した神道国教化案も、 る立憲的な天皇制による統治をもっともよく理解してい シュタインはまったく予想していない。 本的な原則を前提にしている。 で、それは近代の国家と宗教とは別物だという近代法 元田永孚のような天皇親裁、 伊藤であった。 た 国民はそれを受容し、 それは、 天祖の子孫である天皇が直接に政 それを実現するためには、 天皇へ忠誠を誓うとい 政教一 国教制の設立を説 致的な天皇制 グナイストの仏教 シュタインが 国内に 伊 お 藤 く人た 勧 は た 7 8

した。 りあげる上で、元田のような天皇親裁の神政政治論と衝突 信教の自由は認められ 従することが、 のイメー 日本国内 ジであっ 元田 のコンテキストでは、 た。 0 ない。 国教制 天皇親裁を仰ぎ、 伊藤が立憲的な国家体制 の内容であり、 神道国教化を説くこ 儒教的な道徳 その 場 合 を作 には に 服

とって、 帝国憲法第二八条には、 国教制採用の余地はどこにもなかった。(B) つぎのように信教の自由が規定

べている。

デルとして立憲君主制の国家を構築しようとする伊

元田の政治構想に譲歩することであった。

西洋をモ

藤に

とは、

ている。

日本臣民は安寧秩序を妨げず及び臣民たるの 義務 に背

ら ず ¹ 自 由 して一 これ に関して伊藤は、 由 かざる限に於て信教の自由を有 と解説している。 つの制限を受けず。 は法律規則に対し必要なる制限を受けざるべ 、「内部に於ける信教の自由は完全に この解説を読んでも、 而して外部における礼 「礼拝・ 揮 ・ 布 か 布 教

教

の

自

由がある」と読む

むか、

「礼拝・布教は法

て は

制限されるべきだ」と読むべきかについては、

解釈の 律によっ

幅

国家神道が

西洋

九三〇年代の戦争の時代になると、

あった。

展開 て、 信教の自由が本格的に制約され Ļ 神社参拝、 靖国神社参拝が臣民たる義務とされ

第五章 宗教に代替するものとしての天皇

文を検討する会議が開かれ、 家を実現した。 み出された。この憲法を制定する前に、 帝 国憲法が制定され、 憲法をもった主権国家としての第一 日本はアジアではじめての立 そこで伊藤はつぎにように述 枢密院で憲法の条 步 が 踏

抑欧州ニ於テハ憲法政治ノ萌芽セルニ千余年独リ , 此制度ニ習熟セルノミナラス又タ宗教ナル者アリテ 人民

然ルニ我国ニ在テハ宗教ナル者其力微弱ニシテーモ国 キタリ神道ハ祖宗ノ遺訓ニ基キ之ヲ祖述スト リ上下ノ人心ヲ繋キタルモ今日ニ至テハ已ニ衰替ニ傾 家 機軸タルヘキモノナシ佛教 ハータヒ隆盛 ハ雖宗教 É 張

1 に は スヘキハ独リ皇室アルノミ。シテ人心ヲ帰向セシムルノ力ニ乏シ我国ニ在 スヘキハ独リ皇室アル はキリ スト教があって、 人心を帰 され . る機: 軸 に

之ノ機軸ヲ為シ深ク人心ニ浸潤シテ人心此ニ帰 テ機 セリ

機軸 :になるという趣旨である。 「人心此に帰一せり」 「人心 ているが、 なることは 日本では宗教の力は微弱で、 な 6 代わるものとして皇室が、 宗教が 国家 玉 冢 0 0

間

道にも力はなく、 かえると、 国民統合の求心力である。 国民統合をなすことができる求心力は、 伝統仏教にも伝統神 を帰向せしむるの力」という伊藤の言葉は、

現代語でいい

天皇を頂点にした皇族にしかいないという。

府は おける信教の自 経済基盤を削減しようとした。キリスト教は、 伝統仏教の公的役割を剥奪し、 ままでの議論をまとめてみよう。 八九〇年の教育勅語、 由の条文によって社会的に認知され 一八九九年の文部省による宗 伝統仏教が持ってきた 八六八年 帝国憲法に -以降、 た。 L 政

すすめば、

元田

の議論に向き合わざるをえな

61

双方が

*歩

伝統 教教育禁止の訓令によって、 権を中核にした帝国憲法が構想さ することには制約が 弘仏教、 脱 ・キリ スト教の政策の上に立って、 加えられ キリ た。 こうした政 スト教が教育制度に進出 府による脱 国教に代 天皇の大

れ制定された。

わるものとして、 勅語が確定し ナ IJ ズ 4 が作動 天皇制 脱・宗教化し の登場が期待された。 始めた。 た世 |俗的性格の強 帝 国憲法、 13 天皇

脱

隊

化して国民的な道徳を広めるべきだという点で、 の設定という点で対立点があり、 に意見の 教育勅語)対立があったことは、よく知られている。国!!にいたるまで伊藤博文・井上毅と元田永孚と 論争したが、 皇室を権 見解 0 違 威

代替物は皇室しかない」と考えていた。 ていた元田は、 いはさほどなかった。 高い道徳性を体現した天皇が、 国教否定の伊藤 天皇親政を提 井上は、 玉 民の道徳 唱 0

国民統合に利用するのかという具体策の段階に議論の歩が かない」と言ったのは伊藤ではあるが、 心を領導すべきだと考えていた。 「宗教の代替物は どのように天皇を 皇

勅語をつくりあげた。 井上が元田に妥協して、 み寄り協力したのは、 教育勅語作成の時であった。 井上、 元田 の二人が協力し、 伊 教育 藤

転機にして醸成されて、 社会に広がってい っった。 学校、

天皇制ナショナリズムは、

帝国憲法、

教育勅語の制定を

であ った。 神社が、 キリスト 日 教化をはたした世俗的国家であ 天皇制ナショナリズムを広めるエー 本の近代国家の場合は 脱 伝 つ たとい 統宗教化 ジェ くうの

近代日本の 信教の自由 林

皇制 力に が、 条件が整い、 して世俗的国家が実現した。 よっ アナショナリズムが、 の基本的 て脱 国民統合の求心力として機能した。 ・伝統宗教化が押しすすめられ 認識 である。 公共空間のなかで醸成されやす 世俗的 日本の場合、 国家になったが故 近代国家の強制 その結 に果と 天

第六章 教育勅語は宗教か?

家神

道

0

研究者である村上重

良は、

国

[家神道

の宗教性

担ったことから、 制ナショナリズムが宗教化し、 に着眼して、 う論には一理 近代日本を宗教的国家だと考えてい ある。 日 本の近代国家が宗教的国家であっ 村上は、 その主な部分を国家神道が つぎのように唱える。 る。 天皇 たと

間 た あ 0 版図の全宗教を統制し、 近代天皇制国家は、 教義 に b ぶ教も、 般に、 その宗教的権威の絶対性と威信を守るため において独自の価 潜在的な緊張関係をはらんでい 皇祖皇宗と天皇を絶対化する国家神道との 宗教はみずからの 現人神天皇が統治する宗教国 値観をかかげるから、 きびしい監視を怠らなか |神| を絶対化 たといえる・・・・・ 77 ずれ 家で に、 そ つ

帝国

憲法 年に

教育勅語の制定によって国家神道

の大枠はでき

近

精

見た方がわかりやす

ず、 宗教 然性を体質的 皇の神聖不可侵の擁護という「大義名分」であっ 強烈な宗教国家の例に洩れず、 みを統制 宗教を威嚇し禁圧する根拠は、 にそなえていた。 必要であらば容赦なく弾圧を加 近代天皇制国家 公認、 何よりもまず、 非公認を問 える必 は、 全 わ

激な思想運動家、 は、 教、 た歴史を振り返ると、 妥当だと思われる。 キリスト教 異端的な宗教団体を排斥し 教派神道、 日本が宗教国家になっ 国家が、 類似宗教が弾圧 国内から共産主義者 たとい の対象に 均質性の高 ・う見方 な つ

九三〇年以降の対外戦争が本格化していく時期に、

仏

脱 あっ 期 ζ) いう容器に天皇制ナショ である。 0 国民統合を手に入れようとしたとは事実である。 ・宗教化した世俗的国家が形成され、 たとは言うの 国家のあり方を、 とはいえ近代の日本国家が、 は誤りである。 比喩的に宗教国家と言うことは ナリズムという水がそそがれ むしろ近代 最初から宗教国 その世 俗的 初 期 E 国 たと は 可 能

力的に国家神道研究をすすめ W てい る島 薗 進

その 詩

あがったと指摘した。 \$ で構成され てい る 島薗によると、 教育勅語は宗教的な

て天皇に忠義を尽くすと。こういうことがここに述べ 思われた時代には、 少なくともこの 天皇の国を永遠に守る。 「教育勅語」 そうい 、う精神、 そのために皆が命をかけ が国民の道徳の基本だと 「一旦緩急アレ

葉なんです。

つまり神から下され、

神祭りを続ける天

と認定することは、

いささか問題であろう。

られているわけです。そしてこの全体が、「勅」の言

界では通用しません。 を相当無理をして狭くしないと成り立たない。 のです。これを宗教でないというのは 皇がその臣民である国民に語りかける「教育勅 が憶えたわけですね。こういうことで、 皇が臣民に語りかけるという言葉、 うのは、 国家神道にとって非常に重要な文書だった それを学校で全員 「宗教」の定義 神聖である天 まず世 語 ٤

宗教だと考えていたであろうか。 天皇の位置づけを考えてい そのものと断定している。 島薗は、 現代の宗教学の観点からみて、 しかし作成した井上、 た井上が、 西洋的な立憲制のもとで 自 らが草した教育勅 教育勅語を宗教 元田 は、

近代日本の

「信教の自由」

林

国教は、 だとは考えていなかったものを、 祖皇宗」「天壌無窮の皇運」という言葉がちりばめら 語を宗教だと認識したとは思えない。元田にしても、 かれた道徳内容の骨子であった。 いるが、井上、元田にとって重要であったのは、 神職の祭祀ともかかわりのないものであった。 理想とした儒教的な政教一 仏教やキリスト教とは違う次元であるば 致と「祖宗の 作成した当事者が、 宗教学者が後から宗 訓典」 確かに そこに書 か Ď れて 皇

ある。 皇運」 いる。 た。 な価値をもつという二律背反を、 教育の基本になるというイデオロギー を媒介して普遍的な国民道徳が実在し、 思想に依拠しなくても ては脱・宗教化した(あるいは宗教を超えた) 島薗の解釈とは反対に、 仏教、 という言葉を媒介にして説明されたところに特徴 国民道徳が、 その意味で教育勅語は、 キリスト教などの世界宗教、 日本独自の由来でありながらも普 日本国の始まりから、 教育勅語は、 近代的なナショナリズ 「皇祖皇宗」「天壌無 的な主張が貫か それが 井上、 あるい ~国家 歴代の 道 は西洋 元田にとっ 徳で に n による 天皇 近代 あ 7

近代日本の 「信教の自由」

教化を推進し、世俗的な公共空間を生み出したことで、 ことはできる。近代日本の国家が、 教育という公共空間の現場に入り込む回路になったという 強制力によって脱・宗 誕

などの公共空間に広がっていったのである。 生したばかりの天皇制ナショナリズムが学校、 軍隊、 神社

注

- Î Japanese Journal of Religious Studies 6: 1-2 ization thesis in the sociology of religion in Japan." Swyngedouw, Jan. 1979. "Reflection on the secular-
- 2 林淳「日本宗教史における世俗化過程」『現代宗教学 東京大学出版社、 一九九二年
- 3 Sons. p. 101 Nations. Edinburgh and London: William Blackwood and Lorimer, James. 1883. The Institutes of the Law of
- (4) シュタインとドイツの政治的状況に関しては、 『近代ドイツの形成』晃洋書房、一九九六年、瀧井一博『ドイ 国家学と明治国制』ミネルヴァ書房、一九九九年、柴田隆行 末川清
- 本憲法とグナイスト談話』議会政治社、 『シュタインの社会と国家』御茶の水書房、二〇〇六年を参照。 グナイストの帝国憲法への影響については、蜷川新『日 一九三九年を参照。

- 6 改めたところがある。以下、 九九二年、 明治文化研究会編『明治文化全集 五一四頁。史料の引用に際しては、 四』日本評論社、 旧字を新字に
- 7 8 同書、 堀口修『明治立憲君主制とシュタイン講義』慈学社、二 五一四~五一五頁
- ○○七年、一三一~一三二頁
- 9 注(6)と同じ、四五七頁
- 12 11 注(4)の瀧井本、二三三頁 同書、五九頁

10

伊藤博文『憲法義解』岩波文庫、一九四〇年、五九頁

(11) 元田と伊藤、井上との論争や接近については、 『元田永孚と明治国家』吉川弘文館、二〇〇五年に詳述され 沼田哲

70 —

- ている。
- 14 15 枢密院編『枢密院会議議事録』 注(10)と同じ、六〇頁 第一巻、

東京大学出

- (16) 教育勅語の形成過程については、 の道』一九九〇年、三元社を参照 会、一九八四年、 一五七頁 森川輝紀『教育勅語へ
- 18 17 村上重良『天皇制国家と宗教』講談社学術文庫、二〇〇 同書、 一五九頁
- 19) 島薗進『国家神道と戦前・戦後の日本人』河合文化教育 一九四~一九五頁 二〇一四年、 一九~二〇頁